

【法令名称】財政部、税関総署公告 2007 年第 42 号  
【発布機関】財政部、税関総署  
【発布番号】財政部、税関総署公告 2007 年第 42 号  
【発布日】2007.12.05  
【施行日】2008.01.01  
【時効性】現行有効  
【効力級別】部門規範性文書  
【全文】

国务院の批准を経て、国家発展改革委員会、商務部第 57 号令は新たな「外商投資産業指導目録(2007 年度改正)」を公布した。当該目録が去る 2007 年 12 月 1 日より施行されたことにより、全製品を直接輸出する許可類の外商投資プロジェクトは、国の奨励類プロジェクトではなくなった。ここに、全製品を直接輸出する許可類の外商投資プロジェクトの輸入設備に対する課税政策問題につき下記の通り公告する。

一、2007 年 12 月 1 日より、新たに批准された全製品を直接輸出する許可類の外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)(プロジェクトの批准日、認可日、又は届出日を基準とする、以下同じ)は、「外商投資産業指導目録(2007 年度改正)」の規定により、国の奨励類プロジェクトではなくなり、上記プロジェクトの輸入設備に対しては一律に規定どおりの徴税を行なうこととなった。

二、政策の安定した橋渡しを実現するため、2007 年 11 月 30 日及びこれ以前に批准された全製品を直接輸出する許可類の外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)に対しては、これが輸入する設備につき 2007 年 12 月 31 日及びこれ以前に輸入申告を済ませた場合、「一部の輸入税優遇政策の調整に関する財政部、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会、対外経済貿易部、税関総署、国家税務総局の通知(財政[2002]146 号)及び『全製品を直接輸出する許可類の外商投資企業の製品輸出状況検査暫定弁法』を配布することに関する商務部、財政部、税関総署、税務総局の通知(商資発[2006]1 号)の関連規定にもとづき関連する輸入税政策を引き続き適用することとする。

2008 年 1 月 1 日以降は、2007 年 11 月 30 日及びそれ以前に批准された全製品を直接輸出する外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)の輸入設備に対しても、一律に規定どおりの徴税を行い、免税又は還付政策の執行は停止する。

中華人民共和国財政部

中華人民共和国税関総署

2007 年 12 月 5 日